書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１３２号
北海道登別市柏木町４丁目33番地16　グリーンハイム202号室
破産者　三宅　　明
異議申述期間　平成22年４月１日まで
平成22年３月１日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成１９年（フ）第３６０４号
福岡市中央区桜坂３丁目８番40号
破産者　有限会社二丈商事
異議申述期間　平成22年４月22日まで
平成22年２月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３６６号
福岡市東区馬出２丁目３番34号
破産者　株式会社オールラウンド
異議申述期間　平成22年４月22日まで
平成22年２月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８２０号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目13番20号
破産者　有限会社ショーワ
異議申述期間　平成22年４月22日まで
平成22年２月23日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１０４８号
福岡市城南区長尾４丁目18番９号
破産者　株式会社照設
異議申述期間　平成22年４月23日まで
平成22年２月23日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１７８号
福岡県大野城市月の浦３丁目24番３号
破産者　エイコー商事株式会社
異議申述期間　平成22年４月23日まで
平成22年２月23日
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第３６０３号
福岡市中央区桜坂３丁目８番40号ワコーパークビル201号
破産者　株式会社ネオパレス
異議申述期間　平成22年４月26日まで
平成22年２月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第９４号
熊本県荒尾市荒尾3787番地６
破産者　内田　りえ（旧姓川上）
異議申述期間　平成22年５月６日まで
平成22年３月１日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１８号
宮崎県都城市下川東２丁目3372番地　県営川東団地１棟17号
破産者　井上　靖男
異議申述期間　平成22年５月６日まで
平成22年３月１日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１０１号
北海道稚内市開運１丁目２番２号
清算株式会社　株式会社稚内シーポートプラザ
代表清算人　横田　耕一
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（ヒ）第２号
愛知県豊田市日南町５丁目７番地１
清算株式会社　株式会社杉浦木材店
清算人　田代　清一
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３号
岡山市北区表町１丁目２番３号
清算株式会社　日本フィナンシャルサービス株式会社
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（ヒ）第２０９９号
東京都千代田区一ツ橋１丁目２番２号
清算株式会社　ジーシー千代田株式会社
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１１６号
東京都文京区本郷２丁目13番11号
清算株式会社　本郷オート株式会社
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１０５号
鹿児島県薩摩川内市下甑町手打2123番地
清算株式会社　株式会社こしき
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者らに対し、資産の全ての換価が終了した日から１か月以内に、換価代金総額から必要な費用等を控除した残金全額をその債権額に応じて按分して支払い、残債務の免除を受ける。
２　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

更生債権等の特別調査期間

平成２１年（ミ）第２６号
東京都目黒区目黒２丁目10番11号
更生会社　株式会社ジョイント・コーポレーション

平成２１年（ミ）第２７号
東京都目黒区目黒２丁目10番11号
更生会社　株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産
主文　更生債権等の特別調査期間を平成22年３月15日から平成22年３月17日までとする。
平成22年３月１日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１号
北海道空知郡奈井江町字奈井江町211番地
再生債務者　株式会社平雄組
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区南１条西10丁目　南一条道銀ビル４階　米屋・林法律事務所　弁護士　林　　賢一
平成22年２月26日　札幌地方裁判所滝川支部

平成２２年（再）第４号
大阪市北区天満３丁目５番25号
再生債務者　株式会社ユニウエル
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号　堂島ビルヂング711号室　苗村法律事務所　弁護士　苗村　博子
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部